

令和 7 年度第 1 回協議会資料について、委員からの事前質問・意見

資料	表題	質問内容 <委員名>	【担当課】 回答
P4	<1>-1 1 歳 6 か月児健康診査の充実 <1>-3 5 歳児健康診査の実施	1 歳 6 か月健診での発達障害疑いの割合が毎年増加し、昨年度は 22.6%、また複雑な問題を抱える家庭の増加により保健師の対応、質の向上が課題とありますが、5 歳児検診を実施することで保健師に更なる負担が掛かることとなります。新たな専任の保健師の確保、予算などについて、どのような道筋を検討しているか教えてください。 また、1 歳 6 か月健診での発達障害疑いの割合等から、5 歳児検診でどのくらいの割合で疑いが出るのか、市として予測値を教えてください。 課題にある「保健、医療、福祉、教育の各分野が連携した健診の実施体制の整備」とありますが、具体的にご説明ください。 5 歳児検診（1 歳 6 か月健診）で発達障害の疑いのある親子の追跡調査、保健、医療、福祉、教育に繋がるかの有無等をすべきと考えます。このことについて担当課のご意見を聞かせてください。 <浅井委員>	【健康増進課】 ・ 5 歳児健康診査を実施するにあたり、保健師も含め専門職の人材確保及び人材育成については課題です。令和 8 年度からの段階的实施に向け、令和 7 年度から、5 歳児健康診査の体制構築にかかる保健師や必要な予算を確保するとともに、児童発達支援センターや児童精神科医療機関などでの外部機関研修を行うことで人材育成を実施しています。 ・ 他市の実施状況より、5 歳児健康診査の対象者全体の 2 割から 3 割の 1,000~1,500 人程度が健診後に支援が必要な児であると予測しており、そのうちの半数が 5 歳児健診までに療育や医療などに繋がっている既療育・既医療の児と想定しています。 ・ 健診で支援が必要となった児については、福祉部署で実施している保育所等巡回相談支援事業、保健師による保護者・家庭支援、幼保園の先生方による日々の支援、教育部局が実施している就学先相談、等の様々な関わりや支援を連動させながら、その支援が途切れることなく連続性をもって就学先の学校に繋げるための仕組みづくりを目指しています。また、それぞれのご家庭のニーズに合わせ、保健・医療・福祉・教育などの支援者が支

			援情報の共有をしながら、包括的な支援をしていきます。
P4	<1>-3 5歳児健康診査 の実施	来るべき5歳児健診結果と各分野連携の準備状況についての質問です。 要観察になった後の就学にむけての巡回チームの支援に特に教育側がどのようにかわりまた就学後どのように支援するかについての対応体制の準備状況はどうなっているでしょうか？<平野委員>	【健康増進課】 今年度においても、試行的実施の課題及び次年度の段階的実施に向け、庁内外有識者からなる検討会を継続しています。6月30日に第1回目を開催しており、5歳児健康診査で支援が必要となった児を、どのように就学先につなぐのか、就学後にどう支援していくかについて協議を継続しています。 【教育支援課】 教育分野として、巡回チームに帯同し、幼児教育の理解を深めることや子どもを見立てる力・関わり方などを学ぶことは大切だと考えています。まずは、発達支援教育に関わる教員等が研修も兼ねて巡回チームに参加できるよう調整をしています。また、就学後の支援については、健診結果の分析が分かりやすく使いやすいものとして出力されるよう関係課と検討しています。学校へのつなぎや就学後の支援体制については、現在学校教育部内で検討しているところです。
P5	<1>-7 かかりつけ医の 協力	園医が5歳児検診の一端を担うとのことですが、園医＝小児科医ではないと認識をしているため、記載にある「かかりつけ医が知っておきたい5歳児検診の基礎知識」の研修会の参加者は、園医も参加との認識でよろしいですか。<浅井委員>	【子育て支援課】 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修は市内で勤務（開業を含む）する医療従事者等を対象として開催しました。参加していただいた医師のなかには園医を委嘱されている先生もいらっしゃいます。

P7	<2>-6 就学先教育相談 の充実	今後の取組みとして 就学先相談→保護者が就学先を変更した場合、教育相談→入学後の支援や心配ごと等の相談との区分を検討とありますが、就学教育相談の年長児数と、今後5歳児検診実施により相談数が更に増加することが推測されるため、早急に入学後の不安解消や支援充実のための体制整備をお願いいたします。＜浅井委員＞ 新学齢児の「就学先相談」と「教育相談」を区別するとありますが、どのような仕組みにするか、検討している内容（5歳児健診結果の活用と併せて）を教えてください。＜高橋委員＞	【教育支援課】 5歳児健診で支援が必要と判断された幼児については、分析結果だけでなく、具体的な支援方法も学校に伝えていけるとよいと考え、結果の出力内容について関係課と調整しています。就学児健診以降に情報を学校に伝える仕組みや相談体制については、現在検討しています。 5歳児健診の事後相談に関わるスタッフ（教育分野だけでなく）が、就学先の検討が必要かどうかを含め、保護者に寄り添いながら相談できる体制が必要と考えます。就学先の検討が必要なら就学先相談につなぎ、そこまでの必要がなければ、就学児健康診断以降に入学予定校に情報を伝える仕組みを検討しています。
P7	<2>-6 就学先教育相談 の充実 <2>-7 移行期の連携	また、少し異なりこちらに質問するのが適切かはわかりません、最近、就学後の教育相談などの資料にするためか医療機関利用中の子どもの診断名や初診日などを書類に記載しなくてはならないと保護者から問い合わせをいただくことが増えています。医療情報を問い合わせることにあたっての個人情報取得及び管理・利用についての説明や保護者の同意などに対応されているでしょうか。また、書類によっても異なりますが初診日を求められる理由及び診断名の必要性は必須でしょうか？医療側としては診断名に縛られすぎずに症状や特性ならびに発達段階に応じた対応こそ優先して求めたいと考えています。診断名が複数になることもあり（自閉スペクトラム、ADHD、読み書き障害 など）、また検査結果の共有をご家族や本人が希望されないこともあります。	【教育支援課】 個別の教育支援計画や就学相談申込書には、診断名を記入する欄がありますが、保護者に分かる範囲で記入していただくよう伝えています。医療機関に通っていた期間を書く欄はありますが、初診日を書く欄はありません。どちらにしても、保護者の同意を得た上で、情報収集をしています。就学先を判断する材料として診断名があることはとても大きな根拠になりますが、あくまでも保護者からの情報提供であり、保護者から聞き取れない場合は空欄で構わないと学校には指導しています。個人情報の取扱いについては、個別の教育支援計画と就学相談申込書以外には転用しないように伝えてあります。

		教育側が求めている情報は何かと保護者の承諾を実施しているかと医療情報としての個人情報の取り扱いについての指針がどうなっているか教えてください。＜平野委員＞	平野委員のご指摘のとおり、診断名だけで判断することなく、特性による困り感に対する対応を心がけていくよう、今一度学校に周知していきたいと思います。
P7	＜2＞-8 小1 プロブレム	スタートカリキュラムと、浜松市版「つながる」の説明をお願いいたします。＜浅井委員＞ 入学後、学校不適應状態になっている1年生が増えていると指摘があります。不登校の低年齢化も言われています。浜松市版「つながる」カリキュラムや活用マニュアルの学校での活用状況はどうなっているのでしょうか？スタートカリキュラムは、具体的にどのように実施されていますか？授業内容や形態の工夫、子供の関わり方などによって、適應できない子供の早期発見・支援につながっていますか？＜高橋委員＞	【教育センター】 スタートカリキュラムとは、小学校入学当初において幼児期に自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、各教科等と関連的な指導を行ったり、弾力的な時間割を設定したりするなどの工夫をして作成された指導計画のことです。 浜松市版「つながる」カリキュラムとは、幼保小の円滑な接続のために、5歳児後半の遊びや活動に着目し、幼児期の遊びを通した学びと教科学習における学びのつながりを意識することや幼児教育と小学校教育に携わる教職員同志が相互理解を図ることを目的として、幼保運営課が作成したものです。（参考資料別紙1） 【教育支援課】 「つながる」カリキュラムやマニュアルの活用状況の把握はしていませんが、1年生入学時における幼保からの緩やかな接続として、多くの小学校でスタートカリキュラムを実施しています。授業1コマ45分を15分刻みにする等、取組は学校ごとに違いますが、小学校生活へのスムーズな適應を目的とし、校内の探検や時間を掛けた給食指導、また異学年との遊びを通した交流活動等を教

			育課程に位置付け、子供たち小学校生活へのゆるやかな接続に取り組んでいます。
P7	<2>-9 インクルーシブ 教育システムの 構築	インクルーシブ教育については、浜松市における教育のグランドデザインとの関連が強いものではないかと思います。つまり、この先予算が増える見込みがあるのかどうかにかかっているでしょう。課題として「インクルーシブ教育を推進するための環境整備が十分でない」ということの具体的状況をお示してください。＜内山委員＞ LD 通級指導教室が令和4年度以降新設なしでできています。これは充足しているという判断からでしょうか？あるいは通常教室で十分な支援ができており必要がないという判断でしょうか？。あるいは一時耳にした出前教室で対応しているということでしょうか。現場的には審査をなかなか受けられない、審査で該当しないと判定されたなどの声を少なからず耳にします。教育支援課の判断と現時点での今後の方針を教えてください。＜平野委員＞	【教育支援課】 現在、すべての学校に発達支援学級（知的）（自閉症・情緒）の設置を進めています。ただ、「通常の学級か発達支援学級のどちらか」という選択ではなく、学習や活動内容により、学びの場（例えば通級指導教室や支援員を配置した通常の学級など、連続性のある学びの場）を選択できるような環境を整備していくことが望ましいと考えます。 原則、基礎定数（対象児童生徒の数）に則り、設置数が決定します。教室の新設はしていませんが、通級指導の担当教員が、近隣の学校に出向いて指導を行う巡回による指導の拡充や担当する教員の増加に向けて取り組んでいます。 各学校で通級による指導が必要と判断をした児童生徒には、随時通級担当教員が面談等を実施します。その後、審査資料を作成し、市の就学支援委員会にて入級審査を行っています。
P8	<2>-11 施設卒業後の支援	社会的養護自立支援拠点事業の具体的内容についてお示してください。＜内山委員＞	【子育て支援課】 別紙2
P10	<3>-5 発達支援教育リ	発達支援教育リーダー研修について、課題にある「必要な資質」とはどのようなことでしょうか。また、今後の取り組みとして「子供	【教育センター】 発達支援教育リーダーは、第一期（100人）第二期（30

	一ダー研修	の正確な見立てができる力を身につける」とありますが、それは通常の発達支援コーディネーターにこそ求められる力であり、リーダーとなると「地域を見渡す力」や「地域資源を把握し積極的につながる力」が必要ではないかと思いますので、研修内容をご検討ください。＜内山委員＞	人）を養成しました。現在は新規発達支援学級担当教員研修のメンターとしても活躍しています。 発達支援教育リーダーに「必要な資質」として、より精度の高い子供の正確な見立てができる力に加え、校内支援体制を充実させる力を考えています。 今後は、校外に目を向け、保護者、地域、医療機関等と連携する力も視野に入れた研修内容を検討していきたいと考えています。
P11	＜3＞-9 スクールソーシャルワーカーの活用	課題に「発達障害と複合した課題を抱えた児童生徒や養育困難を訴える保護者が増加している」とありますが、この問題の源流にあるのは教育というよりも母子保健の話題でしょう。そこで本市の社会的養護に関する資料をあたってみたところ、最新の統計情報にたどり着くことができませんでした。平成 29 年頃本市の方針としては「乳児院等の施設利用ではなく、原則里親委託」となっております。この流れに乗ると「施設入所は減少し、里親委託が増加する」ことが予想されるわけですが、見つけられた資料からは「施設入所児は減少（定員も減）、里親委託も減少」という情報でした。 さらに本市では「虐待認知件数は増加」しているわけですから、起きている現象と対応がちぐはぐであることがわかります。 さらに、上の課題によると「発達障害と複合した課題を抱えた」とありますので、社会的養護の文脈には発達障害の話題がかなり関与するのではないかと考えますので、今後本会議において取り沙汰されるべきことではないかと思います。 学校における SSW の活用は、こうした源流の問題の上にあるべきで	【児童相談所】 別紙 3

		はないかと考えます。 つきましては本市の児童虐待と施設、里親利用に関する最新のデータを提供していただくようお願いします。＜内山委員＞	
P11	＜3＞-12 児童養護施設職員への研修	児童養護施設の若手職員に対してペアレントトレーニングを行ったという文脈でよいでしょうか。＜内山委員＞	【児童相談所】 施設へ入職して概ね1～2年の職員に対して実施しています。 （ペアレントトレーニング研修の実施目的について） 本研修は、発達障害の有無に関わらず、施設職員が入所児童との良好な関係を築き、より良い養育を実践してもらう一助として実施しています。 児童養護施設内における状況として、職員が感情的になって児童に接することはありませんが、例えば、愛着障害からくる注意引き行動などの表れがある児童への誤った対応の仕方により児童の注意引き行動が助長されたり、互いの関係性が悪化して職員から児童に対する不適切な関わりに発展することの防止に繋がることも効果として期待しています。 （発達に課題がある入所児童の人数について） 統計データはありませんが、発達障害関連の診断を受けて医療受診をしている児童は5割程度いると認識しております。なお、診断や医療受診には至っていない児童を含めると、割合はさらに高まると思われます。 また、発達障害に限らず愛着障害やトラウマ治療など何らかの理由で児童精神科を受診している入所児童は7

			割程度いると認識しております。 （研修の効果について） 施設職員は、ペアレントトレーニング研修だけではなく、他の研修やOJTも受けていることから、研修期間前後の変化が本研修の効果であるかを見極めることが難しいため、現在、効果測定は実施しておりません。 一方で、受講した施設職員は、日頃の児相との打合せの中で、ペアレントトレーニングの考え方を参考に児童の表れを理解したり、関わり方を工夫したりする様子が見られており、研修効果の表れの一つであると捉えています。
P11	<3>-13 障がい児に関わる支援者研修会	研修会の参加者の属性を教えてください。＜浅井委員＞ 地域の中核となる職員の育成が課題とありますが、目的がぼやけており、あえて予算化すべき事業かどうか分かりません。障がい児とその家族というの支援に関わる支援者とは、具体的にはどのような属性の人を指し、どのような目標数値を掲げている事業なのか教えてください。＜内山委員＞	【障害保健福祉課】 研修会には、 ・ 一般・特定相談支援事業所の相談支援専門員 ・ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の従業員 ・ 発達支援教育コーディネーター ・ SSW 等教育関係者 ・ 浜松市の職員 の参加がありました。 現在は、支援者の専門性及び支援力の向上を図るために研修を行うこととしておりますが、今後は、こども部会

			で作成したこどもアセスメントツールを使い、支援者をスーパーバイズすることができる人材を育成することが必要であると考えております。具体的な取組みについては今後検討してまいります。
P12	<4>-1 児童発達支援 <4>-9 放課後等デイサービス	課題として「指定基準等を遵守した適正な事業所の運営及び児童発達支援ガイドライン等を活用した適切な支援の実施」が挙げられていますが、これは本市では「指定基準等を遵守した適正な事業所の運営及び児童発達支援ガイドライン等を活用した適切な支援の実施」がなされていないとかなされていない事業所が多いという課題を指しているのでしょうか。そうであれば、今後の取組における「児童発達支援ガイドライン等の活用について周知徹底する」という内容はインパクトが弱いです。この項目は事業所の問題だけではなく、浜松の障害のある子どもが施設職員によって不適切な対応や虐待をされてしまうリスクと直結していることです。最低でも不適切対応や虐待を受けることがないように事業の計画を立てるべきだと思います。＜内山委員＞	【障害保健福祉課】 当課では、年に1度、全事業所を対象として、制度改正の説明や運営に関する指導等を行う「集団指導」を実施するとともに、3年に1度の頻度で事業所を個別に訪問し、運営指導を行っております。 運営指導において、指定基準の理解不足やガイドラインの活用が十分でない事例が多く見受けられるため、事業所における基準の遵守及びガイドラインの活用による適正な運営及び支援の質の確保が課題であると認識しております。 施設職員の育成につきましては、<3>人材育成の取組の13に、「障がい児に関わる支援者研修会」を追加しました。障がい児その家族等の支援に関わる支援者の専門性及び支援力の向上を図ります。 また、<4>環境整備の取組の16に「こども部会の開催（自立支援協議会専門部会）」を追加しました。障がい児支援に関する課題の整理や、調査研究、課題解決に向けた協議を行います。
P14	<4>-10 通信制高校・サポート	【ご意見】この数年で進路先選択の流れにかなりの変化があり、通信制高校以外の進路先との更なる連携が急務だと考えます。つま	【教育センター】 （浅井委員からのご意見への回答）

	校の現状把握	り、発達支援学級（特に自閉・情緒）の進路先として通信制高校・サポート校を選択する割合が高いのですが、最近の傾向として、通常学級在籍の生徒中でも大学進学の手道としてや自分のやりたい事と両立のため（CM でもその点を強調しているように）に通信制高校に進学をする生徒が増加しています。また、通常学級在籍の不登校生の進路先にもなっています。そのため、以前に比べ発達支援学級生徒の進路先としては、入学条件のハードルが高くなっていると感じているからです。＜浅井委員＞ 中学校から高校・通信制高校に進学した際の、支援の必要な生徒の情報や支援の引継ぎは行われていますか？実態を教えてください。特に通信制高校には、発達支援学級在籍の生徒、不登校だった生徒が多数進学していると聞きます。中学校から通信制高校への引継ぎは行われていますか？ 今後、中学校から高校への支援の必要な生徒の引継ぎのシステムを作っていくことは可能でしょうか？その場合の課題は何ですか？＜高橋委員＞	毎年の発達支援学級からの進路状況を踏まえ、厚生労働省の就労選択支援や農林水産省の農福連携も含めた幅広い進路選択ができるよう、学校への情報提供を推進していきたいと考えます。 （高橋委員からのご質問への回答） 現在、中学校から高等学校への支援の必要な生徒の引継ぎについては、高等学校から希望があった場合、本人及び保護者の同意を得て行っています。 引継ぎの方法は高等学校によって異なり、高等学校が中学校を訪問して引き継ぐ、又は指導要録の写しに個別の指導計画等を添付して引き継ぐといった2つの方法で行われる場合が多いです。 支援の必要な生徒の情報の引継ぎは、個人情報保護法により本人及び保護者の同意が必要です。また、引継ぎの方法は高等学校の希望によるものです。加えて、高等学校に生徒が入学した後にさらに情報が必要となった際に、中学校の関係職員が異動により在籍していない場合があります。したがって、中学校時の支援の状況が全て引き継がれることはできないことが課題であると考えられます。
P14	＜4＞-12 若者相談（わかばプラス・LINE相談）	わかばプラスに関しては、もう少し具体的な実績等の資料をいただけないでしょうか。今後の取り組みが理念寄りで具体性に欠けているため、具体的な取り組み内容の記述を希望します。＜内山委員＞	【こども若者政策課】 実績と取組内容は次のとおりです。 ○令和6年度（10～3月）実績 1 相談受理状況

			延べ 698 件（新規 179 件、継続 519 件） * 主な新規相談者内訳 若者本人 79 人、父母・その他家族 68 人、学校・支援機関 27 人 * 主な新規相談対象者内訳 社会属性：中学生 12 人、高校生 71 人、その他学生 11 人、有職 28 人、無職 36 人 年齢別：10 代 92 人、20 代 42 人、30 代 21 人 * 相談主訴内訳 学校関係 54 人、健康関係 35 人、家庭関係 39 人、仕事関係 29 人、対人関係 19 人 2 継続的支援実施回数（対象ケース 151 件） 延べ 519 回（本人支援 225 回、家族支援 159 回等） 3 関係機関等との連携 延べ 245 回（学校 40 回、支援機関等 202 回等） 4 周知広報活動 延べ 36 回、参加 561 人 * SNS 更新 208 回（X104 回、Instagram 104 回） ○令和 7 年度取組内容 相談受付（電話・面接・オンライン等）、継続的な支援の提供、訪問・同行支援の実施・居場所の提供、関係機関・団体との連携等に取り組む。特に、高校生年代の利用向上を目的に、新規に高校生向けの出前講座を実施していく。
--	--	--	--

P15	<4>-13 診療の場の確保	初診までの待機期間緩和は、「関係機関と連携する」ことや「施設整備手法を検討する」で解決することではなく、旧北区もしくは旧西区への新規インフラ配備が必要だと考えますが、この問題について具体的にどのような会議体によってどのように検討されているのか教えてください。＜内山委員＞	【障害保健福祉課】 児童・思春期精神科を掲げる民間の診療所が増える中で、公的医療支援体制の拡充については、整備手法を含め庁内で検討しています。 また、発達障害児の医療的ニーズについて、緊急度等を踏まえた必要性を検証することで、間接的に初診にかかる待機期間の緩和につながるものと考えます。																
P15	<4>-16 こども部会の開催（自立支援協議会専門部会）	【ご意見】こども部会開催追記ありがとうございます。発達障害児の中には、障害手帳を取得できないなど、制度から抜け落ちてしまう子も多くいます。こども部会の観点が制度の中にいる子ども達だけでなく、制度上社会資源の利用条件を満たさない、生きにくさのある子ども達も含めた課題解決のための部会として取組まれますようお願いいたします。＜浅井委員＞	【障害保健福祉課】 こども部会において、今後も障害手帳の有無に関わらず、障がいのある方の支援体制について検討してまいります。																
P16	<5>就労支援	<table border="1"> <caption>表 障害者手帳の所持者数</caption> <thead> <tr> <th>手帳区分</th><th>H25末</th><th>R5末</th><th>増加率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療育手帳 B3 (IQ80~89かつ発達障害診断)</td><td>608人</td><td>2,015人</td><td>331%</td></tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳 (発達障害主訴)</td><td>563人</td><td>4,173人</td><td>741%</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,171人</td><td>6,188人</td><td>528%</td></tr> </tbody> </table> 静岡県 上表は、静岡県の療育手帳 B3 および発達障害主訴の精神障害者保健福祉手帳所持者数と令和 5 年までの 10 年の推移を示している。 この対象者は、学齢期においては特別支援学級および通級、通常級	手帳区分	H25末	R5末	増加率	療育手帳 B3 (IQ80~89かつ発達障害診断)	608人	2,015人	331%	精神障害者保健福祉手帳 (発達障害主訴)	563人	4,173人	741%	計	1,171人	6,188人	528%	【労働政策課】 本市では、障がいのある方の就労及び職場定着を支援するため、浜松市障害者就労支援センター「ふらっと」に業務委託し、「障害者就労支援事業」を実施しています。本事業では、発達障害を含む様々な障がいのある方に対し、それぞれの能力と希望に応じた就職ができるよう、就労に関する相談など総合的な支援を行っています。 また、就労後の職業生活での自立を図るため、本人はもとより、企業や関係機関等への訪問による相談や連絡調整を行っています。さらに、職業準備性が十分でない方々へのサポートとしてジョブコーチ等を派遣するな
手帳区分	H25末	R5末	増加率																
療育手帳 B3 (IQ80~89かつ発達障害診断)	608人	2,015人	331%																
精神障害者保健福祉手帳 (発達障害主訴)	563人	4,173人	741%																
計	1,171人	6,188人	528%																

	に在籍して、中学校卒業後は特別支援学校の対象外として高校等へ進学をし、卒業後は進学か就労となり、手帳所持者であることから障害者雇用での就職となる場合もある。この時に問題となったのが職業準備性が整っていない人たちのことであった。就職と定着を良い方向にするために発達障害主訴のある人たちへの職業訓練等を受ける手立ては考えられないだろうか。＜小出委員＞	ど、個々の状況に応じたきめ細かな対応により、職場への定着を支援しています。 加えて、障害者雇用を促進するため、障がいのある方やその家族、事業者向けに就労に関するセミナーも開催しています。 このほか、15 歳から 49 歳の無業の方の職業的自立に向けた就労支援として、遠州精神保健福祉をすすめる市民の会に業務委託し、「地域若者サポートステーションはままつ事業」を実施しています。 本事業は、静岡労働局が実施する「地域若者サポートステーション事業」に加え、本市が地域独自の業務として、臨床心理士等によるカウンセリングやソーシャルスキルトレーニングの実施、職場見学・職場体験といったジョブトレーニングの受け入れ事業所の開拓などを委託しているものです。 これらの障がいのある方及びそのご家族への支援とともに、雇用側の企業への啓発を通じて、発達障害をはじめとする障がいのある方の就職や定着の促進に努めています。 【障害保健福祉課】 ・本人の希望により一般就労を目指して訓練を行う就労移行支援の利用が可能となっております。 ・本人やその家族から必要な支援について発信が出来ない場合、ルピロにいる地域支援マネジャーが企業からの
--	--	---

			相談も対応しており、本人も含め必要な支援を提案することが可能となっております。 ・障害保健福祉課において企業伴走型雇用推進事業を実施しており、企業からの相談を受けて支援を実施しております。 ・令和6年4月に障害福祉サービス等報酬改定で、放課後等デイサービス事業において、高校2年生、3年生向けに生活や職場での基本的マナーや知識技能の習得を支援する「自立サポート加算」が創設されていますので、これに関する周知や事業所への働きかけを行っていきます。
P17	<6>-1 企業への啓発	【ご意見】労働政策課開催の企業向けセミナー「障がい特性への対処方法」を保護者観点から聴く機会があり、企業側への理解促進だけではなく、一般就労を考えている、保護者や本人も知るべき内容でした。今後、福祉制度から抜け落ち雇用で困難さのある生徒や保護者に向けたセミナーの実施をお願いいたします。 企業実習に関わることとして、法定雇用率の引き上げに伴い、企業は採用の検討をしていると思いますが、障害特性は十人十色で実際受け入れてみないと理解は難しいと考えます。制度の縛りもあるとは思いますが、実習生の受け入れは障害枠採用を検討している企業の中ではシミュレーションの機会となるため、特性のある子たちの実習先としての開拓をお願いいたします。＜浅井委員＞	【障害保健福祉課】 障害保健福祉課で実施している、ともにはたらくフェア（昨年度まで福祉事業所フェア）では、本人や保護者に向けて、ミニ講座の開催や企業等と直接対話できるブースの設置、就労支援機関等への相談ブース設置等の設置などにより障害福祉サービスや企業就労等について周知を行っています。
P18		小中学校の発達支援学級在籍児童生徒の不登校の人数を教えてください。	【教育支援課】 令和6年度には、発達支援学級在籍で年間30日以上

		最近、発達支援学級の生徒の中に不登校で学校に登校できないとの話を聞きます。中学卒業後の進路についても、発達支援学級在籍で不登校の場合は進路先がなく未定となっているのではないかと推測しています。 浜松手をつなぐ育成会 令和7年2月調査のデータ※からも、今年3月に卒業した発達支援学級生徒の中で、進路未定が31名（昨年3月卒業 進路未定は17名）と急激に未定人数が増加していて大変危惧しています。 進路未定人数の中で、卒業後、不登校で外部との支援が途絶えてしまう可能性の生徒がいると思いますが、市教委では未定理由の内訳把握やその後の追跡はおこなっておりますか。対応における現状と今後の予定についてお聞かせください。 ※は小出会長よりデータ利用の許可を頂いています<浅井委員>	欠席をした児童生徒数は456人でした。 不登校生徒への対応については、可能な限り進路に関する情報を提供するとともに、場合によっては卒業後に福祉等へつながるよう担任が進めています。療育手帳等の取得や計画相談、委託相談を勧め、具体的な情報をもとに、生徒にあった進路決定ができるよう、発達支援進路連絡協議会や発達支援学級担任・発達支援コーディネーター等の研修会でも周知しています。自宅にとどまる生徒には、まずは生活自立を目指した進路先を選択したことも聞いています。未定についての詳しい情報については把握できていませんので、今後必要に応じて把握したいと思います。
P21	ルピロの取組状況等について	「高校生年代の実態と支援状況の調査のため、わかばプラスと通信制高校8校を訪問した」とありますが、どのような実態を把握できましたか。そして今後どのようにルピロの活動に位置づけていこうとされているのかについてお答えください。<内山委員>	【ルピロ】 昨年度、実態把握のため通信制高校訪問を通して把握した状況は以下の通りです。 ①生徒に何らかの課題があるということは把握している。しかし、課題に対して、見合った支援や対応ができているかは、はっきりとしなかった。 ②学校を退学することになった場合、どう支援するか、次につなぐという視点はあまりない。 ③学校の中で行えるサポートをしているが、外部機関との連携はあまり聞かれなかった。他機関と連携している通信制高校もあるが、自校で完結している学校が多い。

			④広域の通信制高校では個別での対応は少ない。 ⑤あくまで単位を取って高校卒業の資格を得るということが目的である学校が多い。卒業後の生活の視点がどこまで持てているのか分からない。 上記の点を含め、今年度は浜松にある公立・私立・通信制高校を訪問し、ヒアリング・アンケート調査を行います。機関コンサルテーション、研修講師派遣、個別での相談対応等の取り組みを行い、また他の支援機関と協働しながら高校生年代に関わっていかねと考へています。
--	--	--	---

浜松市幼児教育の指針では、
Ⅰ 自分のことを自分でする力
Ⅱ 人と関わる力
Ⅲ 身近なものや出来事と関わる力 を
「幼児期に育てたい力」の3つの柱にしています。

Ⅰ 自分のことを自分でする力



浜松市版
つながる
カリキュラム参考資料



～説明動画～
YouTube

～活用マニュアル～

就学前施設編

小学校編①

小学校編②



道徳性・
規範意識の
芽生え

協同性

自立心

健康な
心と体

【資料②】砂や水、土や泥に触れて
(友達と一緒に)

【資料⑦】係の活動
(生活の場を整える)



【資料⑭】ルールのある遊び
(体を動かす遊び)

【資料⑥】運動会
(行事)

【資料⑧】めあてをもって取り組む遊び
(お正月遊びや体づくりなど)

【資料⑩】園外散歩
(交通ルールを守りながら)

社会生活との
関わり



【資料④】ごっこ遊び
(ままごと遊びからお店屋さんごっこへ)

【資料①】砂や水、土や泥に触れて
(感触を楽しむ)

言葉による
伝え合い

【資料③】ふれあい遊び (ゲーム)

【資料⑩】リズム遊び
(音を聞いて体を動かす)



【資料⑤】製作遊び
(空き箱や容器を使って)

【資料⑨】花や野菜を育てよう

【資料⑮】生き物を育てよう

【資料⑯】自然に触れて

【資料⑰】絵本に親しむ

思考力の
芽生え

自然との関わり
・生命尊重

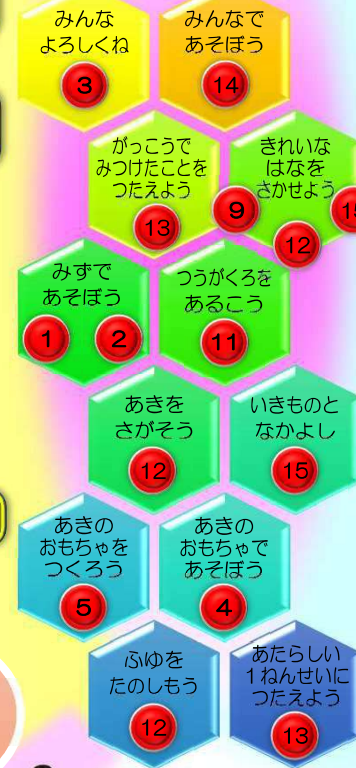
数量・図形、
文字等への
関心・感覚

豊かな
感性と表現

Ⅲ 身近なものや出来事と関わる力

生活科

具体的な活動や体験を通して、
身近な生活に関わる見方・考え方を
生かし、自立し生活を豊かにして
いくための資質・能力を育む。



国語科

どんなおはなしかな
しらせたいな みせたいな
おおきくなったよ

算数科

いくつといくつ
もののかたち

音楽科

うたで あそぼう
おんがくにあわせてうごこう

体育科

かけっこ・リレー
表現リズム遊び
体づくりの運動遊び
ボールゲーム・おにあそび

図画 工作科

いろいろな はこから
ごちそうパーティーを はじめよう
すなやつちと なかよし1
すなやつちと なかよし2

道徳科

たのしい まいにち
みんな いきてる

特別活動

～学校行事～
交通安全教室
運動会
遠足

～学級活動～

クラスにはどんなしごとがあるかな？
わくわく発表会を楽しもう

＜2＞－11 卒業後の支援

社会的養護自立支援拠点事業について

こども家庭部子育て支援課

1 目的

児童福祉施設等への入所措置解除者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下、社会的養護経験者等）の孤立を防ぎ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする。

2 事業内容

（1）相談支援

居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携する等により支援を行う。

（2）相互交流の場の提供

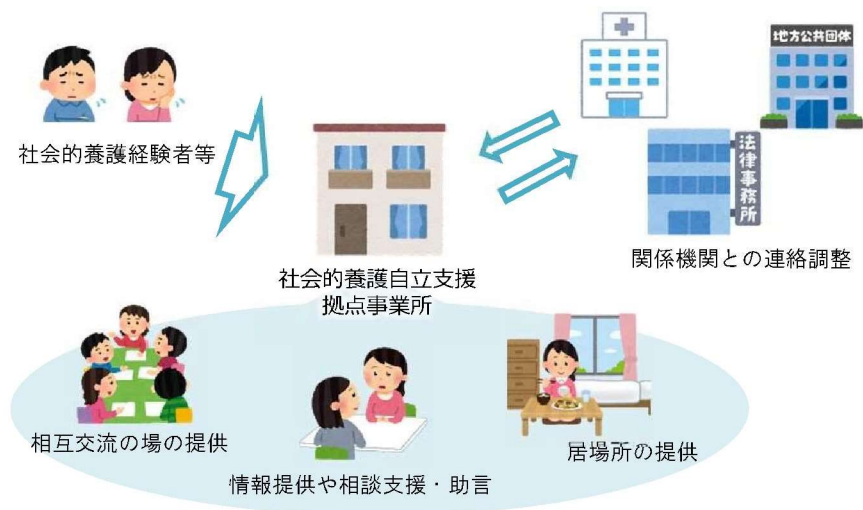
対象者が、意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援を行う。

（3）支援計画の策定

生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター（管理者）は支援計画を策定する。

（4）一時避難的かつ短期間の居場所の提供

対象者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うとともに、生活や就労等の相談支援についても併せて行う。



3 実施体制

委託先：浜松市社会的養護自立支援拠点事業業務委託共同企業体
（社会福祉法人葵会、和光会の共同企業体）

○実施方法

市内の各児童養護施設（清明寮、すみれ寮、わこう）において、社会的養護経験者からの相談を受けられるよう、相談員を配置している。相互交流の場の提供や一時避難的かつ短期間の居場所の提供は、既存の施設設備等を活用し実施している。

<3>－9 スクールソーシャルワーカーの活用

児童相談所における虐待対応件数と施設入所及び里親委託児童数の推移

児童相談所

児童相談所における虐待対応件数の推移

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虐待対応件数	833	823	872	761	713

施設措置入所児童数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳 児 院	7	5	5	6	6
児童養護施設	85	75	75	76	72
児 童 心 理 治 療 施 設	6	9	10	6	4
児 童 自 立 支 援 施 設	7	6	3	5	4
福祉型障害児 入 所 施 設	41	37	49	41	36
医療型障害児 入 所 施 設	8	8	16	8	7
計	154	140	158	142	129

※各年度3月1日現在の人数です。

里親委託児童数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委託児童数	49	54	53	52	57